平成２６年（フ）第７７２９号
東京都北区豊島５丁目５－６－421
債務者　鋤柄　美香（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３１号
東京都練馬区羽沢２丁目６－10－204
債務者　橋本　佳子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３４号
東京都新宿区四谷４丁目22－101
債務者　濱　　吉一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３９号
東京都練馬区関町北５丁目６－９－102
債務者　伏見みゆき
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４７号
千葉県佐倉市本町63－12
債務者　中田勝三郎
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４８号
千葉県佐倉市本町63－12
債務者　中田ローデスこと　ナカタ　ローデス　ルアディエル
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５２号
東京都練馬区上石神井１丁目28－11　シンノハイツＢ201
債務者　上野　康介
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５３号
東京都調布市布田６丁目42－１－210
債務者　福島　有里
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５４号
東京都江東区大島７丁目32－７　水島方
債務者　角田　悦子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５５号
東京都大田区西糀谷２丁目27－19－301
債務者　元木　里美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６０号
神奈川県横浜市港北区新羽町1818－Ⅱ－606
債務者　古峪　　修（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６９号
千葉県館山市上野原71
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１号
熊本県山鹿市山鹿580番地４　パインコート栗林106号室
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
静岡市駿河区小鹿694番地　ジョーハウス205号
債務者　後藤　　弘
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７１６号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵２丁目５－12－403
債務者　片山　早苗
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部